

昭和56年5月以前に建てたお家は 無料で耐震診断をやってみましょう！

木造住宅耐震診断・耐震改修事業を実施しています

プレゼント（耐震診断をおこなった方へ差しあげます）

- ・耐震診断結果報告書
- ・耐震改修方法の一例
- ・工事費の目安

◆対象となる住宅 次に掲げる要件すべてに当てはまる木造住宅

- (1)昭和56年5月31日以前に着工された住宅で市内に存するもの
- (2)木造在来工法の平屋又は2階建て住宅
- (3)個人所有の一戸建て住宅

※ 店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含みます。

※ ツーバイフォー工法（枠組壁工法）、丸太組工法等は対象になりません。



◇診断結果は、“評点”により評価されます（評価は目安です）

評点が1.0未満の場合は、耐震改修工事の補助金対象になります。

被害\震度	5弱		5強	6弱	6強	7		
無被害	1.0	1.3	1.3					
小破	0.4	0.7	1.0	1.3				
中破			0.7	1.0	1.3			
大破			0.4	0.7	0.7	1.0	1.3	
倒壊				0.4	0.4	0.4	0.7	1.0

※ 上記の表は目安です

◆耐震診断の申込み方法

「耐震診断士派遣申込書」に記入のうえ、千曲庁舎建築課（3F）へご提出ください。
郵送も可能です。（送料は自己負担でお願いします）

※ 申し込みが多数の場合には、実施が来年度になることがあります。

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地 千曲市役所 建築課 建築監理係 宛

裏面につづく

木造住宅の耐震改修工事補助金について

耐震改修工事費用の補助金の上限は 100 万円です！！

耐震改修工事に直接かかる費用の 5 分の 4 以内の額を補助します

表面の市が実施した耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満となった既存木造住宅(貸家を除く)の耐震改修工事費用の一部を補助します。補助対象となる工事は、一定の要件があります。

※ 市が実施した耐震診断以外の診断は補助対象にならないので注意してください。

◆対象者

下記の対象となる住宅に居住する既存木造住宅の所有者で、前年の収入金額が給与所得のみの場合は、収入金額が 1,442 万円以下の方。

その他の所得がある場合は、所得金額が 1,200 万円以下の方。

◆対象となる住宅

(1)市が実施した耐震診断を受けて、総合評点が 1.0 未満となった既存木造住宅の耐震改修工事

(2)個人所有の一戸建て住宅(貸家を除く)の耐震改修工事

(3)耐震改修工事後の総合評点が 0.7 以上かつ工事前の評点を上回る耐震改修工事

※交付決定後に実施するものに限りません。実施済のものや、工事中のものは対象外です。

◆補助金額

耐震改修工事に直接かかる費用の 5 分の 4 以内の額(上限 100 万円)を補助します。

◆耐震改修工事補助金の申し込み方法

事前に詳細についてご相談のうえ、建築課建築監理係までお申し込みください。

なお、実績報告を申請年度の 2 月中旬までに提出することが出来る工事に限ります。

※申し込みが多数の場合には、実施が来年度になることがあります。

◆提出書類

交付申請時及び工事の完了時に提出が必要となる書類がありますので、詳細はお問い合わせください。

【問合せ先】千曲市役所 建設部 建築課 建築監理係 TEL 273-1111(内線 3223)